

県外から移住された方が 申請できる補助金があります。

長崎市には、長崎県外から長崎市へ移住し、一定の要件を満たす方が申請できる補助金制度があります。詳しくは、長崎市移住支援ホームページ「ながさき人になろう」をご覧ください。
くか、下記連絡先までお問い合わせください。

中学生以下の
お子様がいる世帯に…

子育て世帯 ウェルカム補助金

補助対象者

次の①及び②を満たし、かつ③～⑦のいずれかに該当する子育て世帯※¹の方

- ① 転入する前日まで1年以上長崎県外に在住していた方
- ② 長崎市に転入して1年以内で、5年以上居住する意思がある方
- ③ 長崎県内に事業所を有する個人事業者または法人に就業※²した方
- ④ 県外の事業者に所属し、テレワークを行っている方
- ⑤ 長崎県内で個人事業の開業または法人を設立した方
- ⑥ 長崎県内の事業者から事業承継した方
- ⑦ 長崎県内に個人事業または法人の事業所を移転した方

補助額

35万円

詳しくはこちら→



東京23区に
在住・在勤だった世帯に…

移住支援補助金

補助対象者

次の①及び②を満たし、かつ③～⑦のいずれかに該当する方

- ① 東京23区の在住者または通勤者※³ ※⁴
- ② 長崎市に転入して1年以内で、5年以上居住する意思がある方
- ③ 長崎県のマッチングサイトに移住支援補助金の対象として掲載された法人の求人に応募し就業※²した方
- ④ プロフェッショナル人材事業等を利用して就業※²した方
- ⑤ 移住元での業務をテレワークで行っている方
- ⑥ 長崎県地域産業雇用創出チャレンジ支援事業において創業支援金の交付決定を受け、個人事業の開業または法人を設立した方
- ⑦ 長崎市が定める関係人口の要件を満たす方

補助額

60万円（単身世帯）

100万円（2人以上の世帯）

※子ども向けの加算制度あり

詳しくはこちら→



- ※¹ 中学生以下の世帯員が同一世帯内に1人以上いる世帯。移住元で妊娠中であった場合も対象となる
- ※² 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用。週20時間以上の無期雇用契約に基づいて在職し、かつ5年以上勤務する意思があること
- ※³ 転入する前日までの10年間のうち通算5年以上在住または通勤し、かつ移住する前日まで連続して1年以上在住または通勤していたこと
- ※⁴ 通勤とは東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のうち一部地域を除く地域）から東京23区へ通勤していたこと

お問い合わせ先

長崎市企画政策部長崎創生推進室

電話：095-829-1249

E-mail：sousei@city.nagasaki.lg.jp

長崎市の移住に関する
ホームページはこちら



メールのお問い
合わせはこちら

